○関東地方整備局告示第五百七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十七日　関東地方整備局長　深澤　淳志

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
長野市青木島町大塚字宿三一三番一から同市大字柳原字東囲二〇八四番一まで	前	BA 一五・九〇～一〇三・〇〇メートル	九・四一〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 一五・九〇～一〇三・〇〇	九・四一〇	
		〇・〇〇～九三・五〇〇	二・九九〇	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第五百八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十七日　関東地方整備局長　深澤　淳志

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百九十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
市川市田尻五丁目二三五番二から同市田尻五丁目五二一番一まで	前	六五・〇〇～七三・五六メートル	〇・〇四八キロメートル
	後	六五・〇〇～七九・八四	〇・〇四八

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第五百九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十七日　関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名	二百九十八号
供用開始の区間	市川市田尻五丁目二三六番二から同市田尻五丁目五二一番五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）
図面縦覧場所	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十二月二十七日

○関東地方整備局告示第五百十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十七日　関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名	二百九十八号
供用開始の区間	松戸市三矢小台二丁目二番七から同市三矢小台二丁目二番一二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）
図面縦覧場所	関東地方整備局及び同局首都国道事務所
〃	松戸市下矢切字東台三一番三から同市下矢切字東台三一番六まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）
〃	〃

供用開始の期日　平成二十五年十二月二十七日

○関東地方整備局告示第五百十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十七日　関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名	二百九十八号
供用開始の区間	市川市大和田三丁目一一〇五番一八から同市大和田三丁目一一〇三番二四地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）
図面縦覧場所	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十二月二十七日

○中部地方整備局告示第一百十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十七日　中部地方整備局長　梅山　和成

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
藤枝市岡部町内谷字新田七五六番一〇から島田市野田字甚田海道一一九番一まで	前	CBA 一二・〇〇～一四・八〇メートル	一四・四九キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	CBA 一二・〇〇～一四・八〇	一四・四九	
		一二・五〇～一三七・〇〇	一一・五三七	
		一二・五〇～六八・〇〇	二・一〇〇	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

○中部地方整備局告示第一百十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十七日　中部地方整備局長　梅山　和成

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
長野県木曽郡南木曽町読書五五四四番二地内	前	二三・一〇～二七・四〇メートル	〇・〇〇五キロメートル	
	後	二一・一〇～二五・〇〇	〇・〇〇五	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

○中部地方整備局告示第一百十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十七日　中部地方整備局長　梅山　和成